

2013年9月5日

国土交通省淀川河川事務所 所長 様

宇治・世界遺産を守る会
代表世話人 須田 稔
宇治・防災を考える市民の会
代 表 志岐常正

塔の島地区改修に関する要請

貴職におかれましてはますますご清祥のことと存じます。

さて、1997（平成9）年の河川法の改正により、治水・利水に加えて、新たに「河川環境の整備と保全」が法の目的となり、河川の総合的な管理と地域の意見を反映した河川整備の計画制度が導入されました。河川管理者はじめ行政関係者は、河川法を遵守することが求められています。

2003年、国土交通省は、「美しい国づくり大綱」を策定、「世界文化遺産や伝統的建造物群保存地区の歴史的景観、我が国を代表する日本三景の自然景観など、だれでもが認める優れた景観は行政と国民の責務として保全すべきである。これらの地域での公共事業においては、景観への影響に特段の配慮を払うべきであり、事業実施の是非、工法等について慎重に検討する必要がある。」と謳いました。

2008年4月、宇治市が、景観法に基づいて「宇治市景観計画」を策定。その中で、「宇治川や、世界遺産である平等院、宇治上神社及びその周辺一帯を、宇治市のシンボルとして位置づけて、『景観計画重点区域』として背景も含めて保全し、後世に引き継いでゆくことを、市民・事業者・行政の務めとします。」と決めました。塔の島は宇治のシンボル景観の中心の位置にあります。

2009年2月、国は、文化財保護法に基づいて「宇治の文化的景観」として塔の島地区とその両岸に広がるまち並み（景観計画重点区域）を、「重要文化的景観」に選定し、景観保全を義務付けました。

塔の島地区は、琵琶湖国定公園の特別地域であり、京都府の特別風致地区でもあります。

以上のことを見ても、宇治川塔の島地区は、厳しい規制によって自然環境と歴史的景観を保全すべき地域とされているのです。

塔の島地区改修に関して、私たちは1月11日及び17日付文書でサクラ並木伐採に抗議し、市民への説明会の開催を要請、その後3月8日、5月13日、7月11日に、淀川河川事務所を訪問し、「サクラ並木伐採に抗議し、宇治のシンボル景観・重要文化的景観であり、世界遺産のバッファゾーンに位置する塔の島のサクラ並木伐採・大改変工事の中止を求める請願署名」4600人を提出し、繰返し市民への説明会の開催、サクラ並木伐採・改変工事の中止を求めてきたところです。

第8回塔の島地区景観構造検討会において、貴職は「アンケートを通じて得た市民の意見（現況の樹木は伐採を行わない）を基本として護岸構造の見直しを行った。」として塔の川（橋島）橋橋～中の島橋区間で、護岸の前出しと地盤存置によって樹木保全が可能になると提案、また

中の島橋付近の護岸見直しによって樹木の保全数が増えると提案しました。サクラ並木など樹木の皆伐計画が見直しされ、保全される樹木が増えることは歓迎すべきことです。

本日、請願署名の提出に合わせ、下記の事項について再度改善を要請します。真摯に受け止めて改善をはかっていただきますよう要請します。

記

1、塔の島地区改修について、直ちに市民への説明会を開催することを要求します。

1月以降、繰り返し市民への説明会の開催を求めて来ましたが、宇治市からも市民への説明会の開催を求める要請がなされました。しかし8カ月を経過していまなお開催されていません。

8月19日開催の第8回塔の島地区景観構造検討会（以下、第8回検討会という）において提示された今後のスケジュールで、再度の市民アンケートの実施、植栽ワークショップの開催が提示されていますが、その前提ともいえるべき市民への説明会の開催がありません。塔の島地区改修について市民への説明会を開催せずに、つまり正確な情報を提供せずに、行政のアンケートだけを行い、それでもって市民の意見を聞きました、というやり方は、宇治市民をないがしろにする乱暴なやり方です。

1997（平成9）年の河川法の改正により、河川の総合的な管理と地域の意見を反映した河川整備の計画制度が導入され、流域住民の意見の河川整備への反映は河川法の柱とされ、河川管理者はそのために努力することが求められています。

昨年末の橘島のサクラ並木をはじめ樹木を皆伐する乱暴なやり方に対して市民の批判が巻き起こりました。それは、サクラ並木を皆伐した行為そのものと、市民への説明なしにそれが強行されたことへの怒りです。

3月に実施された市民アンケートは、市民への説明会を開催することなく、しかもサクラ並木伐採に対する市民の批判が出されているにもかかわらず、サクラ並木を伐採した後、植樹する樹木は何がよいかを聞くという、伐採を前提とした極めて偏向した設問内容のアンケートを実施されました。このことに対して、多くの市民から批判が出されたところです。河川事業者は、これらの批判を真摯に受けて反省すべきと考えます。今回再び市民への説明会の開催を拒否したまま市民アンケートを実施し、市民の意見を聞きましたとするならば、そのやり方は河川法の精神に反すると言わなければなりません。

市民からの意見など現地の生きた情報から遮断された場での審議・検討が、如何に市民の願いからかけ離れた、治水に役立たない、ムダで景観と環境を破壊し、しかも危険な河川改修につながるかということはこの間の経過を見ても明らかではないでしょうか。

河川法の精神にそって直ちに市民への説明会を開催することを求めます。

2、塔の島地区の改修について、河川法の精神と宇治市景観計画や重要文化的景観など景観保全の規定を遵守する立場から、全面的抜本的見直しを求めます。

2-1、橘島の上面を掘削する計画について、抜本的見直し・中止を求めます。

①橘島の上面を掘削する必要性について納得ゆく理由が市民に説明されていません。河床掘削

によって平常水位（平水流量 100m³/S）が低下し、島の上面との差が拡大します。その結果、橋島が軍艦島のように見えるのではないかということが橋島の朝霧橋から下流の区域の上面掘削の理由ですか。それが理由ということであれば、むしろ過大な河床掘削を最小限にすることに最大限努力すべきと考えます。

橋島の朝霧橋から上流の区域は、島の上面は現況の高さであり、平常水位との差は現況よりも拡大します。塔の島も同様に上面は現況の高さであり、低下する平常水位との差は拡大します。そうした中で、橋島の朝霧橋から下流の区域のみ上面を掘削し、そして石を亀の甲羅の様に敷き詰める必要性はどこにあるのか説明を求めます。

②第5回検討会で「中洲を復元するイメージとするため、橋島では朝霧橋より下流に向かって徐々に島の上面を切下げる形状であることを説明した」とあります。「中洲を復元するイメージ」とはどのようなものですか、何故それが必要なのですか、説明を求めます。

上面掘削によって島の平坦部が大きく減少することになりますが、多くの来園者が使用する公園として平坦部の減少は避けるべきではないですか。

宇治橋から遠望する橋島の景観を考えた場合、第5回検討会資料-2のp8「現況と現状で河床掘削した場合（フォトモンタージュ）」を見ても、橋島の朝霧橋から下流の広範な区域の上面を莫大な税金を費やして掘削する必要性は認められません。私たちは、橋島の上部を掘削する必要はない、もっともっと慎重に検討すべきと考えます。

2-2、橋島・塔の島の宇治川側護岸の改変と捨石施工の抜本的見直し・中止を求めます。

①宇治川側護岸は、すでに完成した護岸であって、治水対策上改変する必要がありません。しかし第8回検討会への提案で、塔の島と橋島の宇治川側護岸について、「治水断面を確保し、景観上も考慮し、既往計画を踏襲」としています。

②第8回検討会資料p14は「宇治川側の護岸は、中洲をイメージし、緩傾斜護岸とし、天端をラウンディング形状とし、やわらかさを創出する」としています。「中洲をイメージし」とありますが、その内容は何か、また何のために中洲のイメージにする必要性があるのですか。現況が中洲ではないですか。

第5回検討会資料-2 p9、p31、および宇治市建設水道常任委員会提出の「現地説明資料、平成25年2月7日、淀川河川事務所」のp10の「植栽のイメージパース（朝霧橋から下流を望む）」をみると、掘削費用を別にして概算直接工事費が試験施工実績で1平方メートル当たり9.4万円（第5回検討会資料）という莫大なお金を費やす工事の結果が、島を石で固める以外の何物でもないことが明白です。

③既存計画は、既存の宇治川側護岸を壊して、緩傾斜護岸とし、水際の捨石施工と合わせて人が水際に近づくことを計画しています。護岸部分と捨石部分の間に幅1.5mの通路を計画しています（「塔の島地区河川改修について（平成25年2月7日、淀川河川事務所）」p12の「検討会で提案された宇治川の護岸構造」（第5回検討会資料p29の4.3.4採用する護岸工法）。

一方、第8回検討会資料P45の宇治公園再生計画（案）で「過去に3件の転落事故が発生し2人の死者が出ているため安全柵が設置された。今後も現況と同様の（高さ80cm程度）の

安全対策を実施することが必要」としています。安全柵の設置が必要ということは、降りてはいけないということです。水際に近づける計画と安全柵設置対策は完全に矛盾しています。既存計画の破綻を意味します。

なお、護岸部を緩傾斜にするために必ずしも既存護岸を削る必要はありません。河床の砂礫を既存護岸によせれば緩傾斜をつくることは出来ます。捨石施工などは全くの無駄な工事です。

2-3、塔の川護岸形態を抜本的に見直して下さい。

①第8回検討会資料は、「塔の川側の護岸は、川幅が狭く河積を確保する必要性があるが、先端をラウンディング形状にし、護岸2段にすることで圧迫感を緩和し、中洲のイメージとし、やわらかさを創出する」としています。なぜ既存の護岸を改変しなければならないのか理由を説明してください。

②「塔の島地区河川改修について（平成25年2月7日、淀川河川事務所）」のp10「検討会で提案された塔の川の護岸構造」、p11「護岸のフォトモンタージュ（現況と改修後との比較）」、第5回検討会資料のp21「3.2.4 採用する護岸工法」を見れば、計画されている塔の川の護岸形態は、既存の護岸が比較的安全的な塔の川へ接近しやすい形態であることに比べ、明らかに塔の川への接近を妨げる形態になっています。しかも転落すれば這いあがることができない危険な形態とも言えます。

しかも1平方メートル当たり10.9万円（試験施工実績値・第5回検討会資料）という莫大な費用を費やすという計画です。

現状の護岸を変える必要性はないと考えます。塔の川に接近しやすい、しかも安全な護岸形態に計画を抜本的に見直す必要があります。

2-4、塔の川（橋島）橋橋直上流から下流の区間の護岸は、既往計画を踏襲するとしていますが、橋島の上面掘削の抜本的見直し・中止に関わり、見直しを求めます。

2-5、塔の川の木工沈床設置は、流下能力向上に逆行し、景観上も問題があり、中止を求めます。

塔の川の木工沈床は、過去にないものです。もともと塔の川になかったものをなぜ設置する必要があるのですか。あきらかに塔の川の流下能力の増大に逆行する計画です。全く無駄なものであり、中止を求めます。

2-6、橋島の下流部分の捨石施工は、不必要で、危険で、景観上もよくなく、抜本的見直しを求めます。

2-7、中の島橋周辺の既存の護岸をなぜ改変する必要があるのですか、説明してください。抜本的に見直してください。また中の橋から宇治川側には、現況では安全柵が設置されていますが、この安全柵はどうなるのですか。

中の島橋周辺の護岸を改変する必要性はないと考えます。2-2に関わって、宇治川側とそれ

につながる部分を緩傾斜にする必要はないと考えます。

2-8、塔の島上流の導流堤設置の中止を求めます。

「宇治市建設水道常任委員会資料 平成25年1月23日 国土交通省」p22に、塔の島上流部に「締切堤の代替え施設としてまた、塔の島地区における歴史・文化を継承する観点から導流堤を設置する」としています。塔の川締切堤は2000年に設置されましたが、宇治川の流下能力の増大に逆行すること及び塔の川の水質汚濁・藻の異常繁殖・悪臭発生の事態を受け、2012年に撤去されました。塔の川が締切堤設置以前の元の状態に戻ったということです。また明治期の千本杭を今の宇治川で復活させる治水上の必要性もありません。宇治川の歴史的景観の破壊と水質汚濁など河川環境に重大問題を発生させる懸念があり、中止を求めます。

2-8、塔の川上流部の工事用鋼矢板による締切は、すでに水質汚濁問題を発生させ、景観上も問題を引き起こしています。7月に水質汚濁問題に関して改善を申し入れましたが、取られた措置について回答を求めます。鋼矢板締切は工事終了後直ちに完全撤去することを求めます。

6月の調査に基づいて、7月11日に、貴職に工事用鋼矢板締切による水質汚濁問題の解決のための措置を求めました。すでに塔の川では藻の異常繁殖が起こっており、悪臭の発生によって観光客からひんしゆくをかった過去の苦い事態を招く危険性が高まっています。水質汚濁防止の解決策の実行を求めます。

2-9、工事用仮設道路は、工事終了後直ちに撤去することを求めます。

宇治市長が、工事用仮設道路を整備し遊歩道にしてほしいと、貴職に要請したということを知りました。この道路は、工事用の仮設の道路であるから設置を許されるのであって、これを工事終了後、景観保全を定める宇治市景観計画の重点区内に残置することは許されません。河川法上も、宇治川の流下能力を低下させるもので許されないと考えます。また平等院通表参道商店街へ重大な影響を引き起しかねない危険性があります。したがって、工事用仮設道路は工事終了後直ちに完全に撤去することを求めます。

3、上記の事項について、9月30日までに回答を頂きますよう要請します。

以上

宇治・世界遺産を守る会

〒611-0033

京都府宇治市大久保町北ノ山11-1 藪田秀雄方

Tel & Fax 0774-48-2472

e-mail yabuta39@leto.eonet.ne.jp

宇治・防災を考える市民の会

〒611-0021

京都府宇治市宇治下居4-7 京都建築労働組合宇治支部方

Tel 0774-24-2223

島を削らずに河床掘削した場合 実際は宇治橋から距離があり、このように大きくは見えない

2.3 フォトモンタージュによる河床掘削イメージ

現状で河床掘削した場合 橋島(宇治橋より上流を望む)



8

現状の宇治川護岸で河床掘削した場合 低水護岸が少し現れる

2.3 フォトモンタージュによる河床掘削イメージ

現状で河床掘削した場合 宇治川左岸護岸(朝霧橋より下流を望む)



9

3.3.5 フォトモンタージュによる改修後との比較(宇治川護岸)

宇治川左岸護岸(朝霧橋より下流を望む)



31

植栽のイメージパース(朝霧橋から下流望む)

近畿地方整備局

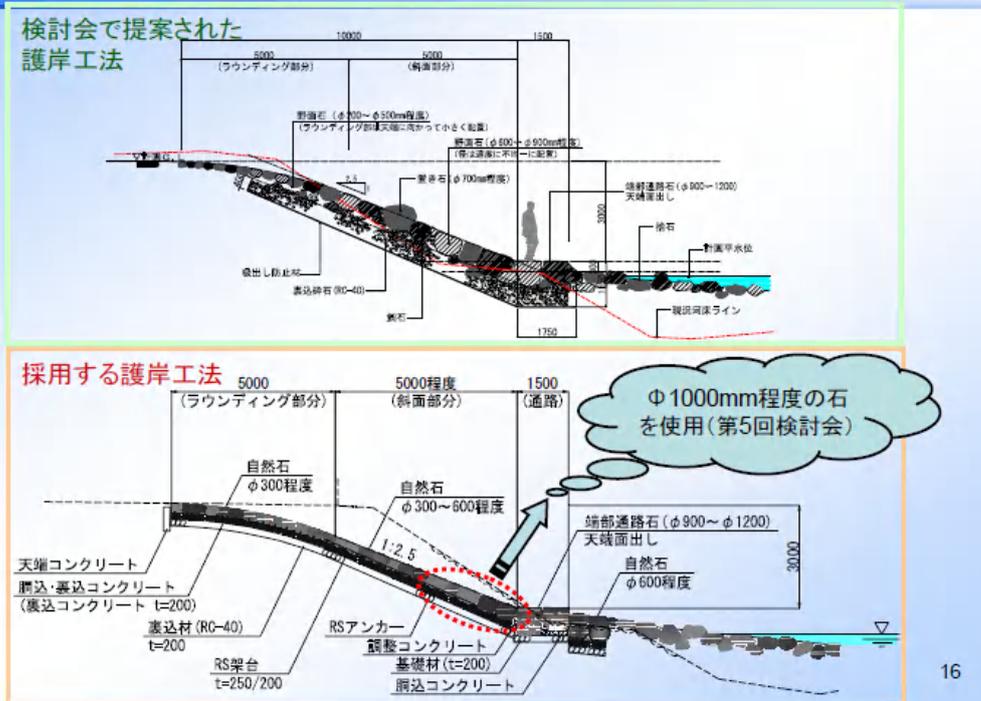


10

第6回検討会資料-2 p16

緩傾斜護岸と捨石施工で水際に近づき計画 護岸と捨石の間に通路を設計

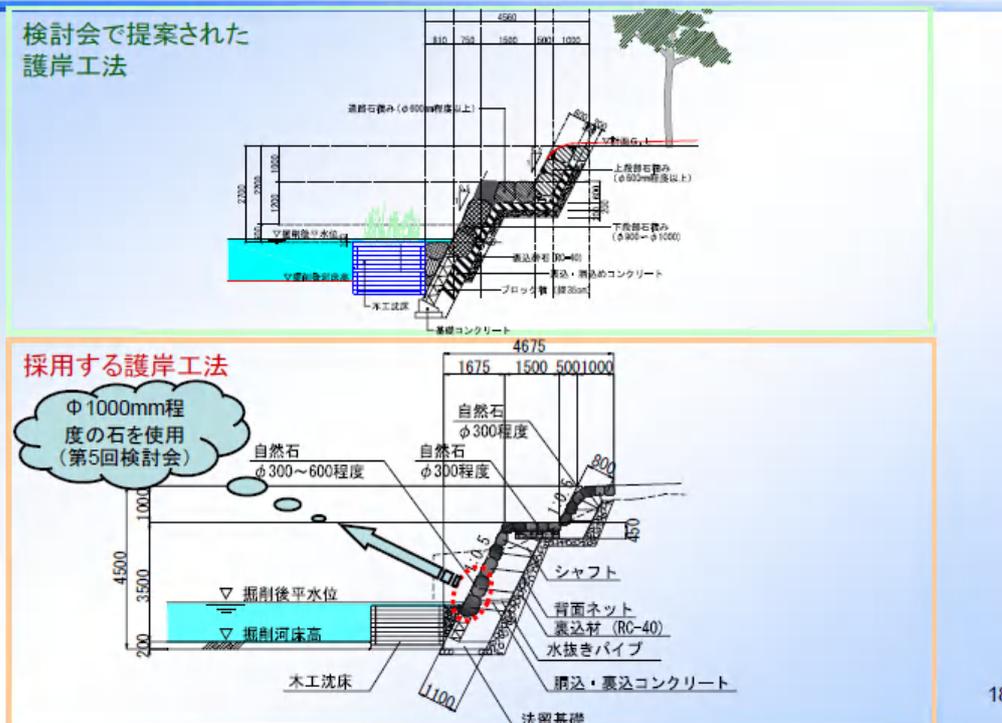
参考-宇治川で採用する護岸②



第5回検討会資料-2 p18

水面と護岸天端は1.7mへと落差が拡大する。

参考-塔の川で採用する護岸②



現況の護岸の方が明らかに塔の川の水際に近づき易い

3.2.5 フォトモンタージュによる改修後との比較(塔の川護岸)

塔の川右岸護岸(橋樑より上流を望む)

